

2022年4月1日

報 酬 規 程

1. 顧問報酬

■顧問契約

◎コミコミサポート

社会保険手続き料金と労働相談がパックになっているコミコミプラン

- 毎年4月1日の被保険者数で計算。

人数（人）	月額（円）	人数（人）	月額（円）	人数（人）	月額（円）
1～4	22,000	30～49	66,000	150～199	181,500
5～9	33,000	50～69	88,000	200～299	214,500
10～19	44,000	70～99	110,000	300以上	協議
20～29	55,000	100～149	143,000		

※社会保険手続きの内容は手続報酬の①関係法令に基づく諸届等の★がついている届出のみとなります。★がついていない届出に関しましてはB欄の料金が発生いたします。

コミコミサポートには、算定基礎届・月額変更届・年度更新の届出も込みの料金となります。

③以降の届出につきましてはコミコミサポートには入っておりません。

◎給与計算パック（コミコミサポートとセットのみ）※単品ではお受けしません

報酬月額	上記パックにプラスして 基本料 11,000 円+給与（1,100 円×人数） ※賞与は支給月に別途、基本料 11,000 円+賞与（1,100 円×人数）
------	---

※価格はすべて税込となります。

2. 手続報酬

① 関係法令に基づく諸届等（★コミコミサポート内）

労働保険	A	B
	顧問契約無 (スポット)	顧問契約有
労働保険料申告書（9名以下の場合）	33,000	16,500
労災保険関係成立届	33,000	16,500
雇用保険設置・廃止届	33,000	16,500
★被保険者資格取得届・喪失届	16,500	5,500
★被保険者離職証明書	22,000	11,000
★被保険者転勤届	16,500	5,500
★被保険者証再交付申請書	16,500	5,500
★取得・喪失等届訂正・取消届	16,500	5,500
★各種届書再作成・再交付申請書	16,500	5,500
★休業開始時賃金月額証明書(育児・介護)	22,000	11,000
★育児休業基本給与金支給申請書	16,500	11,000
★介護休業給付金支払申請書	16,500	11,000
★六十歳到達時等賃金月額証明書	22,000	11,000
★高年齢雇用継続給付金支払申請書	22,000	11,000
★療養(補償)給付たる療養の給付請求・費用請求書	33,000	各 11,000
★療養の給付を受ける指定病院等変更届	16,500	5,500
★休業(補償)給付支給請求書	33,000	11,000
★労働者死傷病報告	22,000	11,000
第三者行為災害届	88,000	44,000
特別加入申請書	33,000	16,500
継続事業一括認可・取消申請	22,000	11,000
労災保険名称・所在地等変更届	22,000	11,000
雇用保険事業主・事業所各種変更届	22,000	11,000
社会保険	顧問契約無 (スポット)	顧問契約有
新規適用・廃止届	55,000	55,000
健康保険組合への編入手続	88,000	44,000
★被保険者資格届・喪失届	16,500	各 5,500
★被扶養者異動届・国民年金第3号被保険者届	16,500	各 5,500
健康保険任意継続被保険者資格取得申請書	16,500	各 5,500

★健康保険被保険者証滅失届・回収不能届	16,500	各 5,500
★社会保険資格喪失証明書	16,500	5,500
★退職証明書	16,500	5,500
★賞与等支払届(1名あたり)	2,200	1,100
★健康保険被保険者証・年金手帳再交付申請書	16,500	各 5,500
★被保険者氏名訂正・生年月日訂正	16,500	各 5,500
適用事業所所在地・名称変更届	55,000	22,000
★出産育児一時金請求書	11,000	5,500
★出産手当金請求書(1回あたり)	33,000	16,500
★療養費支払申請書	16,500	5,500
★高額療養費支払申請書	16,500	5,500
★傷病手当金請求書(1回あたり)	33,000	16,500
★埋葬料(費)請求書	22,000	11,000
★育児休業等取得者申出書・育児休業等取得者終了届	16,500	各 5,500
第三者行為による傷病届	66,000	33,000
遺族(補償)年金・障害(補償)年金(一時金)請求	15%	各 55,000
労働基準法	顧問契約無 (スポット)	顧問契約有
フレックスタイム制に関する協定書	33,000	16,500
★一年単位の変形労働時間制に関する協定届	33,000	16,500
★一箇月単位の否定形変形労働時間制に関する協定届	33,000	16,500
★一週間単位の否定形変形労働時間に関する協定届	33,000	16,500
★時間外労働・休日労働に関する協定届(三六協定届)	33,000	16,500
★事業場外労働のみなし労働時間制に関する協定届	33,000	16,500
専門業務型・企画業務型裁量労働制に関する協定届	各 33,000	16,500
労働安全衛生法	顧問契約無 (スポット)	顧問契約有
★健康診断結果報告書	22,000	5,500
★産業医・安全管理者・衛生管理者・選任届	22,000	5,500

② 保険料の算定・申告

規模／法令	健康保険・厚生年金 保険月額算定基礎届 月額変更届	労働保険料・概算・確定申告		
		継続事業	一括有期事業	有期事業
1人～9人	33,000円	33,000円	<工事件数> 24件未満 44,000円 24件以上 48件未満 66,000円 48件以上 協議	88,000円
10人～19人	44,000円	44,000円		
20人～29人	55,000円	55,000円		
30人～39人	66,000円	66,000円		
40人～49人	77,000円	77,000円		
50人～	1名あたり 1,100円加			

(注1) 二元適用事業及び海外派遣者の特別加入者等が 2 件以上にわたる場合は、申告書 1 件について 23,100 円を加算いたします。

(注2) 規模欄は被保険者数といたします。

4. その他各法令関係手続

その都度、協議の上、決定させていただきます。

③ 障害年金請求手続

着手金	55,000円
報酬	① ② のどちらか高い金額(税込) ① 年金の 2 ヶ月分(加算分を含む)相当額 ② そ及の場合、そ及分も含めた初回年金入金額の 15% または障害手当金の 15%

・審査請求 / 再審査請求

着手金	110,000円
報酬	① ② ③ のいずれか高い金額(税込) ① 年金 2 ヶ月分(加算分を含む)相当額 ② そ及の場合、そ及分も含めた初回年金入金額の 15% ③ 132,000円

・額の改定請求

報酬	改訂後の年金額の 2 ヶ月分か 11 万円のどちらか高い方(税込)
----	-----------------------------------

④ 助成金報酬

着手金	0円ただし、アドバイザー顧問月額 11,000 円を着手時から終了時まで契約が必要です。
報酬	受給予定額の 20%

⑤ 就業規則、諸規程等の作成・変更

就業規則の作成	220,000 円
就業規則の変更	110,000 円
諸規程の作成	各 110,000 円

内容が複雑多岐に渡る場合は、別途協議により加算いたします。

⑥ 労務管理報酬

労務管理報酬とは、社会保険労務士業務のうち労務管理に関する下記の項目につき、企画・立案及び実施のための運用・指導を行う場合に受ける報酬です。

相談・指導	55,000 円
運用・指導	55,000 円

(労務管理制度作成手数料)

項目	企画・立案	例示
雇用管理	550,000 円	要員計画、採用基準、適性検査、配置・移動計画、昇進・昇格計画、職務再編成、休職制度、年金制度、雇用調整
人事管理	1,100,000 円	職務調査・分析、職務記述書・証明書、業務評価、人事記録、人事考課、職務分析、自己申告
教育訓練	550,000 円	教育訓練計画
賃金管理	1,100,000 円	賃金水準検討、賃金体系、賞与、退職金
労働時間管理	1,100,000 円	労働時間、フレックスタイム、週休二日制、休日・休暇制度、労働時間短縮・削減指導
安全衛生管理	1,100,000 円	安全・衛生管理計画、作業改善、安全・衛生管理、安全・衛生教育、健康管理、THP
人間関係管理	1,100,000 円	提案制度、モラールサーベイ
企業福祉	550,000 円	財形、社内預金、慶弔金、定年退職前教育、企業年金
労務計画	550,000 円	労務方針、労務計画
労務監査	550,000 円	監査計画、労務監査、監査報告
労使関係管理	1,650,000 円	労使教育制度、労使懇談制度、苦情処理制度

(注1) この労務管理報酬に係る企画・立案の報酬は、従業員規模 50 人を基準にして定めたものです。

(注2) 労務管理全般に係る相談・指導のみを顧問として行う場合は、別途協議いたします。

(注3) 例示は、各項目の一般的内容を説明したものです。

⑦ 紛争解決手続代理業務

都道府県労働委員会が行う個別労働管理紛争に関するあっせん等の手続の代理

着手金	55,000 円
報酬	経済的利益の 10%か 110,000 円の高い方

※申請書、答弁書、陳述書の作成、あっせん・調停等の期日における意見の陳述等も、上記代理業務に含まれます。

⑧ 労働者派遣業申請報酬

一般労働者派遣業許可申請	220,000 円
有料業務紹介・事業許可申請	220,000 円
労働者派遣業廃止	55,000 円
労働者派遣事業報告（毎年）	33,000 円

※更新も同額

⑨ 介護事業指定申請報酬

住宅介護支援・訪問介護・訪問看護・福祉用具貸与	165,000 円
通所介護	275,000 円

⑩ 公共職業安定所への求人申込み

	スポット料金	顧問料金
事業所登録の作成・申請	16,500 円	5,500 円
求人票の作成・申請	11,000 円	5,500 円

⑪ 相談・立会等報酬

1. 相談報酬

相談報酬とは、労働社会保険諸法令につき、依頼を受けた都度、相談に応じ又は指導する場合に受ける報酬です。

1 時間	11,000 円
------	----------

(ただし、高度な知識を要するものについては、別途協議の上、決定させていただきます。)

2. 立会報酬

立会報酬とは、関係官庁が行う調査等にあたって、立会場合に受ける報酬です。

労働基準監督署調査	88,000 円
社会保険事務所調査	88,000 円
その他	1 時間 16,500 円

※顧問契約の場合は50%オフです

⑫その他

1. 印紙代、手数料その他

手続関係書類提出に必要な印紙代及び、公的機関に納付する手数料等は、報酬とは別に受けるものとします。

2. 出張費

出張を伴う業務につきましては、別途、出張費用、料・日当を請求させていただきます。

3. 緊急依頼

特に緊急を要するものについては、報酬額の20%を加算する場合があります。

4. 建設業・造船業・林業の報酬

建設業・造船業及び林業については、50%までを加算することがあります。

5. 解約の報酬

依頼者の都合により着手後に解約する場合には、所定の報酬額の全額を受けることができるものとします。

6. 災害、その他特別の事情がある場合の報酬

依頼者に災害その他特別の事情がある場合は、報酬を減免する事があります。

7. その他の業務の依頼については、その都度協議の上、決定させていただきます。

8. 本規定の料金は、作成日現在のものであり、変更している場合がありますので、ご依頼の前に必ずご確認をお願いいたします。消費税額は税込みで表示いたしております。役務の提供時点の法定利率に従います。

当事務所は上記報酬を基準としておりますが、お客様のご要望に合わせた範囲や内容に応じてお見積いたしますので、お気軽にご相談下さい。

上記に記載のない業務につきましても、お気軽にご相談下さい。